

令和3年1月27日

保護者 様

玉野市教育委員会

学習用端末の貸与に関するQ&A及び  
学習用端末貸与申請書の提出期限延長について

先日配付いたしました「学習用端末（一人一台端末）について」に関して、問い合わせがありましたことについて、下記のとおりQ&Aにまとめましたので、ご確認よろしくお願いいたします。

また、多くのご質問が寄せられたことから、貸与申請書提出期限を2月5日（金曜日）まで延長いたします。Q&Aをご確認のうえ、期限までに提出をお願いいたします。

記

Q1 どのような端末を導入するのですか。

・本市ではChromebookを採用しています。具体的な機種は「Acer Chromebook Spin 511 R752T-G2」です。

Chromebookで使用するOSやアプリケーションは、クラウド上のサーバにあり、各端末からサーバにアクセスして使用します。

アプリケーションやデータは端末上に保存されませんので、仮に紛失や盗難があっても情報が流出するおそれが低く、外部からの攻撃に対する脆弱性も低いのが特徴です。これらの点がWindowsOSやiOS製品と大きく異なります。

Q2 どのように授業で活用するのですか。

・別紙のとおり授業イメージや端末の写真を載せたリーフレットを作成しましたのでご確認ください。

Q3 学習用端末の保証はどのようになっていますか。

・納品日から1年間のメーカー保証のみです。

Q4 自宅に持ち帰るのはどのような場合ですか。

・現時点では、令和2年春のように学校が長期臨時休業になった場合のみを想定しています。

Q5 本端末を紛失又は破損等した責任が借受人にあるときはどのような場合ですか。

・想定されるケースは以下のとおりです。想定外のケースの場合は、教育委員会と学校とで協議のうえ判断します。

「紛失」で責任が発生するケース

- ・長期臨時休業で家に持ち帰り、家での保管中に紛失した場合。
- ・長期臨時休業で家に持ち帰る際又は家から持ってくる際（登下校中）に、どこかに置き忘れ等により紛失した場合。

「破損等」で責任が発生するケース

- ・叩きつけたり投げたりするような「あきらかに破損等することが想像される行為」を「故意に（わざと）」行い破損等した場合。

※不注意で机から落とした場合や誰かと偶然ぶつかった等、通常の使用の範囲で起こりうる不可抗力で破損等した場合は、責任は発生しません。

Q6 第三者が故意に、紛失又は破損等した場合はどのようなになりますか。

- ・第三者による行為が明確な場合、第三者に責任が発生します。

Q7 紛失又は破損等の責任が不明な場合はどうなりますか。

- ・借受人に責任は発生しません。教育委員会が修理又は買い換えます。

Q8 保護者への貸与となっているのはなぜですか。

- ・修理又は弁償する可能性があるため、児童生徒ではなく保護者への貸与としています。

Q9 修理又は弁償の金額はいくらになりますか。

・同機種への買い換えの場合は約5万円（令和3年1月19日現在）を想定しています。モデルチェンジ等今後の状況によって金額は変わる可能性があります。修理にかかる費用は、修理内容によって異なるため、その都度メーカー等に確認することになります。

Q10 前に使った人の扱いが故障の原因となった場合はどうなりますか。

- ・借受人に責任がない場合は弁償を求めません。

Q11 弁償しなければならないことに納得がいきません。

・これまでも学校備品を故意に破損した場合は弁償をお願いしています。今回の学習用端末は全体の数量が多いため、ルールとして明文化したものです。

Q12 申請書を提出しないとどうなりますか。

・クラスの間で端末を使用する中で、端末を使えない児童生徒がいるような状況は作りたくありません。申請書の趣旨をご理解のうえ、ご提出いただければと思います。

Q13 学校ではどのように保管しますか。

・学校では鍵付きのキャビネットや備付けのロッカー・棚等に収納します。

Q14 ふだん校外に持ち出すことはありますか。

・今後、校外学習等で必要があれば、持ち出すこともあると思います。

Q15 校外学習等で、水たまりに落としたり、どこかに忘れてきたらどうなりますか。

・学校での授業を含め、学校の管理下で生じた破損・紛失は、故意でない限り弁償を求めません。

Q16 有害サイトへの接続が心配です。

・不適切なサイトや危険なサイトへ接続できないようにするためにフィルタリングソフトを導入しています。

Q17 休み時間は自由に使えますか。

・休み時間に自由に使うことは想定していません。

Q18 私物のパソコンを持参してもよいですか。

・セキュリティ上、私物のパソコンはネットワークに接続できないこととしています。教育委員会が貸与する端末の使用をお願いします。

Q19 持ち運びまたは持ち帰り用の袋はありますか。

・袋はありません。Q4にあるとおり、持ち帰りは学校が長期臨時休業する場合のみを想定しています。必要と思われる方は各自で用意をお願いします。